

お相手への希望

A	年齢	<input type="checkbox"/> 歳から	歳まで	<input type="checkbox"/> こだわらない		
B	身長	<input type="checkbox"/> cmから	cmまで	<input type="checkbox"/> こだわらない		
C	職業	<input type="checkbox"/> 公務員	<input type="checkbox"/> 会社員	<input type="checkbox"/> 団体職員	<input type="checkbox"/> 自営業	<input type="checkbox"/> こだわらない
D	年収	<input type="checkbox"/> 300万以上	<input type="checkbox"/> 400万以上	<input type="checkbox"/> 500万以上	<input type="checkbox"/> 600万以上	<input type="checkbox"/> こだわらない
E	居住地	<input type="checkbox"/> 加須市内	<input type="checkbox"/> 県内	<input type="checkbox"/> 近県	<input type="checkbox"/> こだわらない	
F	学歴	<input type="checkbox"/> 高卒以上	<input type="checkbox"/> 専門卒以上	<input type="checkbox"/> 大卒以上	<input type="checkbox"/> こだわらない	
G	結婚歴	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり・子ども無	<input type="checkbox"/> あり・子ども有	<input type="checkbox"/> こだわらない	
H	同居について	<input type="checkbox"/> 自分の家族と同居	<input type="checkbox"/> いずれは自分の家族と同居	<input type="checkbox"/> こだわらない		
		<input type="checkbox"/> 相手の家族と同居	<input type="checkbox"/> いずれは相手の家族と同居			
		<input type="checkbox"/> 話し合いで決めたい	<input type="checkbox"/> どちらの家族とも同居しない			
I	上記以外					

*質問！あなたにとって重要視する項目は何ですか？

加須市結婚相談所「であいサポートi」
利用規約（お約束）

《目的》

加須市結婚相談所「であいサポートi」は、結婚を希望する独身の方に対し、その相談に応じ、紹介・斡旋・助言をすることで、結婚についての支援を行うことを最大の目的とします。

《会員登録》

- 登録の条件は、誠実に結婚の意思を有する、概ね20歳から47歳までの未婚の方、また、心身ともに健康で自ら婚活の努力をする意思のある方で、登録が適当と認められる方とします。
- 月会費・紹介料・成婚料はかかりません。
- 登録は、登録を希望する本人が必ず来所してください。

《入会方法》

- 入会に必要な書類
 - ①登録申込書（当相談所専用）
 - ②身上書（当相談所専用）
 - ③本籍地の市町村が発行する独身証明書（発行から3か月以内の独身証明書もしくは、それに準ずるもの）
 - ④個人を特定する顔写真付きの身分証（運転免許証・パスポートなど）
 - ⑤職場の在籍を証明する書類（社員証など）
 - ⑥写真2枚（3か月以内に撮影した、アップと全身）
*当相談所で撮影の場合は、100円で承ります。
 - ⑦登録費 加須市在住 3,000円/3年間、加須市以外 4,000円/3年間
*本籍のある市町村で独身証明書の発行をしていない場合は、当事業所専用の「証明書」をお渡しいたしますので、そちらの証明書で証明を受けてご持参ください。
- 登録の有効期間は、3年です。
有効期限1か月前に登録者本人に意思を確認いたします。引き続き登録を希望する場合は、再度、申請書、身上書等、および既定の登録費をお支払いいただきます。（細則第7条）
- 紹介ストップおよび活動休止の期間があっても、登録期間が延長されることはありません。
- 一旦納入された登録費は、期間途中での脱会など、いかなる理由があっても返還しません。（細則第6条）

《登録資格の失効》

- 以下のいずれかに該当するに至った場合は、その資格を喪失します。
1. 偽りその他の不正な手段で登録をしました登録しようとする（細則第4条）
 2. 公序良俗に反する言動、またその行為があったとき
 - ①ナンパ目的、結婚詐欺目的、営業目的、勧誘目的その他自分自身の結婚相手を探す目的以外での登録

- ②プロフィール等に虚偽の記載をすることや、登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きを行わないまま活動（登録）を行うこと
- ③知り合ったお相手に対して、待ち伏せ、見張り、面会、交際その他の義務のないことを行うことの強要、もしくは著しく不快、粗野または乱暴な言動を取る、その他つきまとい等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定する「つきまとい等」をいう）の行為を行うこと
3. 当該事業を通じて知り得た以下の情報を撮影（動画、静止画および紙体、電子データを問わない）または、複製、転記、譲渡、公開（SNS、動画投稿サイトの掲示、紙媒体の掲示・配布等）利用すること
 - ①検索画面などの個人情報を含む画面
 - ②婚活イベント、お見合いや交際中に取得した画像および個人情報など
 - ③その他、個人の秘密や個人の特定につながる情報など
 - ④当事業所担当者に対し、著しく不快、粗野または乱暴な言動を取ること、業務範囲を超えた過度な要求、またはそれに準ずる行為
4. 婚姻の理由により、登録者が資格を喪失した場合は、関係書類は当事業所にてすべて焼却します。

《紹介・斡旋業務》

1. 登録者の希望に応じ、相手方と連絡しお見合いの意思を確認します。
2. 結婚の相手方を選考するときは、事務局または相談員の裁量により行うものとし、必要に応じて連絡会にて他の相談員に意見を求めます。
3. 双方の意思が一致する場合は、その旨を伝え交際を進めます。
4. 担当相談員および事務局は、交際の経過について把握し、婚姻が成立した場合は連絡会において必ず報告するものとします。

《大切なお約束》

- 当結婚相談所の事業は、ご希望の条件の方とお引き合わせを確約するものではありません。お相手のある事業ですので、ご希望に添えない場合もございます。また、必ずしも全員の方に紹介できるものとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
- 当結婚相談所でマッチングした後、交際となるか、またはどのように交際していくかについては、ご自身の責任で判断してください。
- 万が一、お相手の方等とトラブル等が発生した場合も、原則として当事者同士で解決してください。交際成立後のご自身とお相手との交際に関して、当所は一切の責任を負いません。
- この「利用規約（お約束）」に違反する事例があった場合には、お手数ですが、当事業所までご連絡ください。